

# 補助金等の見直し状況について

資料 2-1

## 1 「豊山町補助金等交付規則」、「豊山町補助金等交付基準」の制定 【平成23年4月1日施行】

## 2 個別事業の廃止・見直し

番号	事業評価番号	担当部局	補助金等の名称	補助金等の性質	補助金等の内容	評価結果	評価結果の内容	決算額の推移 (千円)					削減額 (H22-H26) (千円)	見直し状況
								22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1	1	総務課  総務部 防災安全課	女性行政推進事業補助金	事業費補助	女性行政施策の促進を図るために町内で活動する女性団体及びグループの事業費に対して交付する補助金	見直し(その他)	本来、女性行政を推進する団体を広く対象としているにも関わらず、現状では、事実上「とよやま女性の会」に対する運営費補助となっており、補助制度について広く周知するなど、他の団体に対する補助を可能にする必要がある。	470	470	470	470	470	0	町広報等により制度を広く周知する。
2	6		職員互助会負担金	事業費補助	町職員の相互共済を支援するため、豊山町職員互助会の事業費の一部を負担する	見直し(縮小)	福利厚生事業における町負担対象事業を人間ドックのみとする。	2,213	428	534	508	323	1,890	H23年度から対象を人間ドックのみとした。H25年度から災害見舞金、傷病見舞金の町負担を廃止。
3	8		消防団分団活動費交付金	団体運営費補助	防火・防災思想の地域住民への浸透を図るため、消防団分団へ交付金を交付する	廃止	補助効果が薄いため、要綱及び交付金を廃止する。	90	0	0	0	0	90	H23年度廃止
4	11		家具転倒防止器具取付費補助金	事業費補助	家具転倒による被害を防止するために転倒防止器具の購入費に対して交付する補助金	廃止	申請が無い状況を鑑み、本制度は廃止する。	0	0	0	0	0	0	H23年度廃止
5	38		町防犯協会補助金	団体運営費補助	犯罪のない住みよい町づくりを推進するために豊山町防犯協会の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	町における防犯の啓発や防犯パトロール等幅広く活動しているため、引き続き活動を支援していく。今後は、団体活動の自主性を高める必要がある。	804	388	1,003	611	685	119	補助対象経費の精査、適切な事業執行の指導を行っている。団体活動の自主性については、引き続き求めていく。
6	39		豊山町交通安全協会補助金	団体運営費補助	交通事故のない住みよい町づくりを推進するために豊山町交通安全協会の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	町における交通安全の啓発や交通安全指導等幅広く活動しているため、引き続き活動を支援していく。今後は、団体活動の自主性を高める必要がある。	3,253	2,364	2,662	2,581	2,822	431	補助対象経費の精査、適切な事業執行の指導を行っている。団体活動の自主性については、引き続き求めていく。
7	40		交通災害共済加入者補助金	事業費補助	交通災害時の負担軽減のために中学生以下及び70歳以上の町民の尾張市町交通災害共済組合掛金を負担する	見直し(縮小)	交通事故の観点からの交通弱者が交通災害にあった場合の見舞金制度を補助し、援助していくという考え方から継続していく。しかし、自己負担も必要なため、1/2補助とする。	1,930	372	322	296	285	1,645	H23年度要綱改正：補助率を1/2とした。
8	16	住民課 生  福 社 課 部	金融貸付保証保険料補助金	その他	豊山町金融貸付制度の利用者が支払う金融貸付保証保険料に対して交付する補助金	廃止	金融貸付制度は存続するが、保証料の補助は小額であり、補助効果も少ないため廃止する。	0	0	0	0	0	0	H23年度廃止
9	17		火葬補助金	事業費補助	豊山町民が死亡し、火葬した場合に交付する補助金	廃止	使用料相当分である5000円の補助は、結果として火葬場の町分担金の上乗せとなっている。また春日井市、小牧市にこの制度はなく、公平性に欠けていることもあり、廃止する。	498	0	0	0	0	498	H23年度廃止
10	21		民生委員協議会補助金	団体運営費補助	民生委員の活動を支援するため、豊山町民生委員協議会の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	町と地域とのパイプ役を務め、また、関係行政機関の業務に対する貢献は大きいことから継続して補助を行い活動の支援をする。なお、繰越額が増大しており、その整理と補助対象事業項目の点検を行い補助に係る予算の執行の適正化を図る。	779	779	690	690	690	89	H24年度要綱改正：補助対象経費を精査した。
11	23		社会福祉協議会補助金	団体運営費補助	社会福祉の増進を図るため、豊山町社会福祉協議会の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	組織の運営や事業費の全てを会費等の自主財源でまかなうことは到底望めません。このため、法人の管理・運営に必要な人件費及び事務費等を町が補助していますが、今後においても事務の合理化を行うなど事務費の軽減に努める必要があります。	24,948	24,658	25,358	26,457	25,590	△ 642	補助事業・単独事業別の事務費の取扱いを精査・明確にした。H24年度から町事業を協議会に移管したため、補助額は増額となった。
12	24		遺族会補助金	団体運営費補助	戦没者の追悼や遺族支援のために豊山町遺族会の運営費に対して交付する補助金	見直し(縮小)	戦没者の追悼とその遺族の慰労、平和を誓う追悼式は町が事業主体となり、補助対象事業としないこととする。なお、護国神社に関わる費用にかかる補助は宗教的なことから慎重に判断する必要がある。	500	340	260	260	260	240	H23年度から追悼式は町事業として補助事業から削除した。その他の補助事業項目についても見直した。
13	25		母子寡婦福祉協議会補助金	団体運営費補助	母子寡婦家庭の福祉増進を図るために豊山町母子寡婦福祉協議会の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	団体収入の大半を占める自販機収入の取扱いを検討した上で、事業評価を行う。	100	100	200	200	200	△ 100	H24年度から自販機収入を町の収入として整理した。H24年度要綱改正：対象経費を精査、算定基準を明確にした。
14	26		赤十字奉仕団補助金	団体運営費補助	赤十字精神に基づく各種奉仕活動を促進するために豊山町赤十字奉仕団の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	災害時に備えた炊き出し訓練、福祉保健衛生に関する奉仕(敬老会・フェスティバル・献血協力)など参加する諸行事が多く、補助事業としての必要性は高い。ただし、補助対象事業項目について点検を行い、補助に係る予算の執行の適正化を図る。	856	316	290	290	275	581	H23年度は、30周年事業費分を削減。H24年度要綱改正：対象経費を精査、算定基準を明確にした。H26年度は会員数減少に伴い、補助金額を減額。
15	28	福祉用具購入助成金	事業費補助	障害者が補装具及び日常生活用具を購入する経費に対して交付する補助金	見直し(縮小)	利用者の公平な費用負担と制度の維持可能性を確保する必要から応分の費用負担の導入と上限額設定を行う。自己負担率は1/2とする。	142	76	58	55	68	74	H23年度要綱改正：助成率1/2・上限額を設けた。	
16	31	心身障害者福祉協会補助金	団体運営費補助	心身障がい者の福祉増進を図るため、豊山町心身障害者福祉協会の運営費に対して交付する補助金	見直し(その他)	スカイプールに置いている自販機の取扱いを検討した上で、事業評価を行う。また、全体予算のうち総会費用・研修費用の支出が多く、これら事業のあり方、自己負担制にするなど見直しが必要である。	600	600	560	560	542	58	H24年度から自販機収入を町の収入として整理した。H24年度要綱改正：対象経費を精査、算定基準を明確にした。	
17	33	災害貸付金利子補給補助金	利子補給	災害援護資金を借り入れた者が支払う利息相当額の一部を補助する	廃止	要綱制定は東海豪雨の災害による被害の甚大さ受け制度が設けられたものであり、被災を受けた者のうち5人の利用があったが、平成21年度をもって全ての者の償還が終了することから借入金の完済に伴う利子補給補助は廃止とする。	1	0	0	0	0	1	H23年度廃止	

番号	事業評価番号	担当部局	補助金等の名称	補助金等の性質	補助金等の内容	評価結果	評価結果の内容	決算額の推移 (千円)					削減額 (H22-H24) (千円)	見直し状況
								22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
18	15	生活福祉課	宿泊補助金 (国民健康保険特別会計)	事業費補助	国民健康保険被保険者が町が指定する宿泊施設に宿泊した場合の費用に対して交付する補助金	廃止	他の自治体や保険者が所有する公共施設の利用に対して助成を行っているが利用者は少ない、健康増進に対する効果は判断しにくい。町では町民全体を対象とする緑の休暇村の宿泊補助制度もあり、国保の宿泊補助制度は廃止する。	18	0	0	0	0	18	H23年度廃止
19	18		高齢者能力活用推進事業補助金 (シルバー人材センター運営事業費補助金)	団体運営費補助	高齢者の就業を支援するために豊山町シルバー人材センターの運営費に対して交付する補助金	見直し (縮小)	事業の合理化と拡大を図り、自立した運営を確立させることが望ましい。町の補助金を直には廃止することは運営上困難であるため、当面、国庫補助と同程度まで削減することが望ましい。	11,000	8,800	7,610	7,610	7,753	3,247	H23、24年度要綱改正：国庫補助削減に合わせて補助額を減額。経過的支援費を設定。H26年度に実地検査指導を行い、経理状況、職員勤務状況の報告書を受領し、改善事項を通知。
20	19		老人クラブ連合会補助金	団体運営費補助	老人福祉の増進を図るために豊山町老人クラブ連合会の運営費に対して交付する補助金	見直し (その他)	会員数、加入率ともに減少傾向にある。未加入の高齢者の興味を集め、クラブへの加入に結びつけるため、新たな方策が求められている。また、計画されている事業のうち、補助対象事業項目 (レクリエーション事業) について点検を行い、補助に係る予算の執行の適正化を図る。	650	650	540	540	540	110	レクリエーション事業費等について内容精査するとともに、補助事業の適正執行について指導している。
21	20		地域老人クラブ活動助成金	団体運営費補助	老人福祉の増進を図るため、地区単位で組織する老人クラブの運営費に対して交付する補助金	見直し (その他)	クラブの枠組みを活用し、地域での支え合いの力を育てていくために何が出来るか検討していく必要がある。多額の繰越金がある地区、全体予算のうち総会費用・研修費用への支出が多い地区が見受けられ、これら事業のあり方、自己負担制にするなど見直しが必要である。	2,726	2,709	2,527	2,215	2,231	495	総会・研修会費用について内容精査するとともに、各クラブ会長を対象とした勉強会を開催する等、適正執行を指導している。
22	22		住宅バリアフリー化補助金	事業費補助	要介護者が居住する住宅のバリアフリー化工事費に対して交付する補助金	見直し (縮小)	公益性があり引き続き補助する。しかし、申請世帯に対する所得要件がないため、申請者の資産形成を助けることにもなりかねない。今後、課税世帯を対象から除くなど所得要件を設ける必要がある。	452	258	106	282	179	273	H23年度要綱改正：所得要件・回数制限を設けた。要介護者の自宅生活により介護給付費抑制につながる観点から、住宅改修事業の普及を実施する。
23	35	保健センター	新型インフルエンザ予防接種補助金	事業費補助	高齢者が新型インフルエンザ予防接種を受ける場合の自己負担額に対して交付する補助金	廃止	新型インフルエンザは、予測なしに発生する。新型ワクチン予防接種補助期間を平成21年10月から平成22年度の国が規定する期間としておりそれ以降の補助は必要ない。	268	0	0	0	0	268	H23年度廃止
24	45	産業課	ふれあい農園事業補助金	事業費補助	町民に対し土に親しむ機会を提供するため、町民農園開設者に対して交付する補助金	見直し (その他)	他の自治体の運営方式を参考に補助制度から貸付制度に改正する。	2,590	0	0	0	0	2,590	H23年度から、農園開設者への補助制度から農園利用者への貸付制度に改正した。
25	47		農業改良事業補助金	事業費補助	良質米の生産のために種子更新の推進を目的として農協が実施する事業経費に対して交付する補助金	廃止	売れる米づくりを目指し、種子更新による上位等級比率の向上等品質向上を推進し、良質米を生産することは町農業振興策として必要であるが、種子更新事業として成果は充分にあがっており、これ以上の事業の継続は不要であると考えため事業を廃止する。	87	0	0	0	0	87	H23年度廃止
26	52		浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金	事業費補助	降雨時の雨水流出を抑制するため、下水道に接続する際に不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する経費に対して交付する補助金	見直し (要綱改正)	補助金額の妥当性について、貯留量の小さいものは補助対象外とする等、貯留量に応じた補助金の交付を検討する。事業としては雨水流出を抑制し、浸水被害に強い街づくりを目指すためにも必要と考える。	2,434	2,500	2,500	2,000	1,000	1,434	H23年度要綱改正：対象を貯留能力の高い合併浄化槽に限定した。
27	55		経営改善普及管理事業費補助金	団体運営費補助	商工業の振興を図るために豊山町商工会の運営経費のうち県の補助対象外の経費に対して交付する補助金	見直し (縮小)	自主財源の確保という点において商工会の努力が足りないと言える。また、現状では人件費以外の管理費等についても補助対象経費に含まれているため、対象を人件費に限定する必要がある。さらに、地域手当の町基準(3%)を超えた分については補助対象にしないよう見直しが必要がある。	1,500	523	495	550	338	1,162	H23年度要綱改正：対象経費を人件費・福利厚生費に限定し、その内容も精査した。
28	56		産業まつり事業費補助金	事業費補助	商工業の振興を図るため、豊山町商工会が実施する産業まつり事業の経費に対して交付する補助金	見直し (その他)	長年に亘り町民に親しまれている事業としての実績がある。しかしながら運営方法の工夫により、経費の削減や収入を増やすことも可能であるため、今後も地域産業の発展及び地域活性化につながるよう、本来の行事の趣旨として必要な事業内容であるか再検討を求め。	1,500	1,408	1,500	1,473	1,500	0	事業内容の再検討を求め、一部の事業の見直しを図った。
29	58	地域振興課	企業経営健全化事業費補助金 ((社)名古屋西法人会豊山支部運営費補助金)	団体運営費補助	企業経営の健全な発展を図るために名古屋西法人会豊山支部の運営費に対して交付する補助金	見直し (休止・要綱改正)	名古屋西法人会は、平成23年度に支部の再編成を予定している。再編成が実施された場合、豊山支部は西春、師勝支部と統合されることになっており、要綱上の交付団体は西法人会豊山支部となっているため、補助事業を休止するか要綱を改正する必要がある。	400	200	200	200	200	200	H23年度要綱改正：対象事業を北名古屋・豊山支部豊山グループの実施事業に限定した。
30	59		消費生活研究グループ補助金 (豊山町消費生活研究等事業費補助金)	団体運営費補助	消費生活に対する消費者の自主的活動を促し、意識の向上を図るために消費生活研究活動等を行う団体の運営費に対して交付する補助金	見直し (要綱改正)	みのり会の貢献度は高く、今後も積極的な活動が期待されるが、学習会や研修会の内容については実践的なものに見直しを求め。また、消費者問題について広く町民に関心をもってもらうため、みのり会以外の消費生活研究グループに対しても補助ができるよう要綱を見直す。	100	100	100	83	97	3	H23年度要綱改正：消費生活にかかる10人以上のグループを対象とした。みのり会の事業内容についても見直しした。
31	65		文化協会補助金	団体運営費補助	文化の普及振興を図るために豊山町文化協会の運営費に対して交付する補助金	見直し (その他)	本町の文化芸術を底辺で支え、リードする文化協会の活動は町費によって補助することが適切である。しかし、今後は会費等の自主財源を増やすとともに、徐々に事業費補助へと方向転換を図っていくべきと考える。	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	0	会費収入、事業収入等自主財源を増やすよう努力を促している。H25年度に1団体新規加入。
32	67	教育委員会事務局	スポーツ少年団補助金	団体運営費補助	青少年の健全育成のために豊山町スポーツ少年団の運営費に対して交付する補助金	見直し (その他)	自主財源が乏しいため、様々な行事をより効率的に行うことが必要である。しかし、スポーツ少年団は明日の豊山町を担う子どもの健全育成を担う団体であり、引き続き、財政的にも人材的にも補助していく必要がある。事務局の自主運営化については、将来的な課題として検討していく必要がある。	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	0	事務局の自主運営化に向けた努力を促している。
33	68		体育協会補助金	団体運営費補助	スポーツの普及振興を図るために豊山町体育協会の運営費に対して交付する補助金	見直し (その他)	37年もの間、町内のスポーツ振興に大きく携わっている団体であり、大会等の自主事業も多い。今後も同様の規模で運営を行っていく必要があり、補助を継続する。しかし、今後は会費等の自主的な財源を増やすとともに、徐々に事業費補助へと方向転換を図っていくべきと考える。	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	0	会費収入、事業収入等自主財源を増やすよう努力を促している。
34	70		子ども会連絡協議会補助金	団体運営費補助	子どもの健全育成のために豊山町子ども会連絡協議会の運営費に対して交付する補助金	見直し (その他)	子どもの文化・芸術、スポーツ、野外活動など多方面の分野での活動を積極的に進めており、社会教育関係団体として優良な団体といえる。しかし、今後は事務局事務を役員に移行し、自主運営化できるよう、役員の育成と発掘を目指す必要がある。	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	0	事務局の自主運営化に向けて、自主財源を増やす等の努力を促している。
35	71		緑の休暇村宿泊費補助金	事業費補助	余暇活動の充実を図るために宿泊・レクリエーション施設利用経費に対して交付する補助金	見直し (縮小)	この制度を利用した住民からは好評な意見が寄せられ、家族や友人との旅行など、この制度の目的とした余暇活動に活用されていることは評価できる。しかし、制度発足後相当期間を経て、一定程度の事業定着が図られたものと思われるので、補助の限度を2回から1回に見直しを行う。	2,262	952	978	748	693	1,569	H23年度規程改正：1回あたりの補助額の減額、補助回数を2回→1回
合計								78,371	64,191	64,163	63,879	61,941	16,430	

扶 助 費 の 見 直 し 状 況 に つ い て

番号	事業評価番号	担当部課	扶助費の名称	扶助費の内容	評価結果	評価結果の内容	決算額 (千円)					見直し状況	
							23年度	24年度	25年度	26年度	削減額 (H23-H26)		
1	3	福祉課	障害(児)者手当	本町に居住する身体、知的又は精神に障害を有する者に対し、手当を支給する。 手当月額は、重度・中度障害者等5,000円/月、軽度障害者等1,500円/月。	見直し(縮小)	経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。 また、手当額について、障害の程度に応じ細分化することを検討すべきである。	22,947	23,164	23,418	23,948	△ 1,001	H24.3月条例改正(所得制限導入、手当額を障害の程度において細分化)、H24.8月施行 支給人数 H23 508人⇒H24 519人⇒H25 524人⇒H26 546人	
2	4		町遺児手当	養育者を失った18歳以下の児童に対し、町独自の遺児手当を支給する。 手当月額は、遺児1人につき月5,000円。	見直し(縮小)	経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。	15,870	15,820	15,395	15,960	△ 90	H24.3月条例改正(所得制限導入、「子ども福祉手当」に名称変更)、H24.8月施行 支給人数 H23 168人⇒H24 166人⇒H25 157人⇒H26 161人	
3	1	生活福祉部 保険課	家族介護用品購入費助成金	高齢者を常時在宅で介護している介護者が、介護負担の軽減のために要する家族介護用品(紙おむつ、尿取パッド等)を購入する経費の100分の90相当額を助成する。 介護度に応じた限度額(要介護1・要支援その他→月額1500円、2・3→3375円、4・5→5625円)あり。	見直し(縮小)	経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。	3,519	2,228	2,468	2,009	1,510	H24.3月要綱改正(課税世帯の助成限度額引き下げ)、H24.4月施行 H25.4月要介護者の介護される者の介護保険料滞納の有無を判断基準に追加。 支給人数 H23 113人⇒H24 104人⇒H25 125人⇒H26 134人	
4	5		長寿祝金	高齢者の長寿を祝うとともに、感謝の意を表すために長寿祝金として支給する。 毎年9月初旬に、満70歳、77歳、88歳、99歳の節目年齢の者に10,000円、満100歳の節目年齢の者に100,000円を支給する。また、上記の年齢の者以外で75歳以上の者に5,000円を支給する。	見直し(縮小)	長寿を祝うという観点からすると、一定年齢以上の全員に支給することは適当ではない。 77歳以上の節目の年齢に限定して支給すべきである。	8,190	1,230	1,460	1,870	6,320	H24.3月要綱改正(支給対象を、77歳以上の節目の年齢、101歳以上の者の限定)、H24.9月施行 支給人数 H23 1,275人⇒H24 123人⇒H25 140人⇒H26 181人	
5	6		障害者医療費	身体障害者及び精神障害者の通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化	見直し(縮小)	障害者に対する助成は必要であるが、障害の種類による格差を縮小するため、精神障害者について、診断書のみ場合は助成対象外とする。また、手帳を持たない自立支援医療受給者の場合は助成対象を精神疾患による通院医療に限定すべきである。	37,477	46,797	40,322	40,259	△ 2,782	H24.3月条例改正(精神障害者への支給制度を分離し、支給対象者・助成対象医療費の範囲を縮小)、H24.8月施行 H24決算 障害者医療費 39,236千円 精神障害者医療費 7,561千円 H25決算 障害者医療費 24,872千円 精神障害者医療費 15,450千円 H26決算 障害者医療費 25,244千円 精神障害者医療費 15,015千円 支給人数 H23 303人⇒H24 295人⇒H25 292人⇒H26 291人	
6	8		母子家庭等医療費	母子家庭等における通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化	見直し(縮小)	母子家庭等医療に係る経済的負担の軽減は、母子家庭等の生活支援及び健康維持・増進を図るため、安定的な制度の継続が必要である。ただし県制度に準じた所得制限を設けることとする。	11,696	13,931	13,151	13,802	△ 2,106	H24.3月条例改正(所得制限導入)、H24.8月施行 支給人数 H23 397人⇒H24 382人⇒H25 365人⇒H26 384人	
7	10		入院時食事療養費	入院時における食事療養費標準負担額の無料化(現金給付)	廃止	入院時食事療養費は、入院患者と在宅で療養している患者との間の費用負担の不均衡を是正するために設けられた制度であることから、食事療養費標準負担額の全額助成を廃止すべきと考える。	6,135	503	92	7	6,128	H24.3月要綱改正(H24.8月から制度廃止) H26の1人実績は、H24.7までの入院に係るもの。 支給人数 H23 222人⇒H24 109人⇒H25 2人⇒H26 1人	
合 計							105,834	103,673	96,306	97,855	7,979		

# 施設使用料の見直し状況について【使用料額の適正化】

資料2-3

## 1. 社会教育センター

(単位:円)

施設・利用区分			単位及び使用料の額								【参考】 ※使用料基準額 (1時間あたり)			
			午前(9:00~12:00)		午後(13:00~17:00)		夜間(18:00~21:00)		全日(9:00~21:00)				延長加算	
			現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	1時間につき	30分につき
体育館	アリーナ	スポーツ利用(全面)	2,400	2,500	2,400	3,400	2,400	2,500	7,200	8,600	800	480	600	1,450
		スポーツ利用(半面)	1,200	1,250	1,200	1,700	1,200	1,250	3,600	4,300	400	240		
		スポーツ以外の利用	7,200	7,500	7,200	10,200	7,200	7,500	21,600	25,800	2,400	1,400		
	照明施設	30分あたり		全面520円 → 620円、半面260円 → 310円								1,040	2,173	
	選手審判控室	400	300	400	400	400	300	1,200	1,200	130	60	100	39	
公民館	ホール	舞台利用あり	2,400	2,100	2,400	2,800	2,400	2,100	7,200	7,200	800	400	600	520
		舞台利用なし	1,600	1,400	1,600	1,900	1,600	1,400	4,800	4,800	530	260	400	313
		舞台照明施設	30分あたり		360円 → 430円								720	2,114
		ホール控室 1											100	33
		ホール控室 2	400	300	400	400	400	300	1,200	1,200	130	60	100	17
		ホール控室 3											100	17
		研修室 1	800	700	800	900	800	700	2,400	2,400	270	130	200	107
		研修室 2											200	127
		視聴覚室	1,600	1,400	1,600	1,900	1,600	1,400	4,800	4,800	530	260	400	164
		実習室1	1,200	1,000	1,200	1,400	1,200	1,000	3,600	3,600	400	200	300	148
		実習室2	800	700	800	900	800	700	2,400	2,400	270	130	200	47
		料理教室	1,600	1,400	1,600	1,900	1,600	1,400	4,800	4,800	530	260	400	121
		和室	1,200	1,000	1,200	1,400	1,200	1,000	3,600	3,600	400	200	300	76
		茶室	400	300	400	400	400	300	1,200	1,200	130	60	100	14
共通	個人利用	大人(高校生以上)	100	100	100	100	100	100						
		小人(小中学生)	50	無料	50	無料	50	無料						

### 施設使用料見直しの概要

- 使用料額の改定
  - ・ H25.3月 関係条例改正済み
  - ・ 適用は、H26.4.1以降利用分から
  - ・ ※使用料基準額が現行使用料額を上回る施設について、増額改定した。(各表の網掛け部分)
  - ・ ただし、激変緩和措置として、改定上限率を120%とした。
- 施設の合理化
  - ・ 稼働率が極めて低い「新栄テニスコート」は、H26.4.1に廃止済。
  - ・ 使用料基準額と現行使用料額とが極端に乖離している「トレーニングジム」は、機器類のリース期間が満了するH27.5月末をもって廃止済。

※使用料基準額とは

統一した基準で算定した施設ごとの運営管理にかかる原価(コスト)に、受益者負担割合を乗じた額 = 受益者(施設利用者)が負担すべき額

- ・ 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、表に定める額の5倍とする。
- ・ 豊山町に在住又は在勤する者以外の利用者が利用する場合は、表に定める額の2倍とする。

## 2. 屋外スポーツ施設

(単位:円)

施設・利用区分	単位	使用料の額		※使用料基準額 (1時間あたり)		
		現行	改正後	現行	基準額	
志水テニスコート	2時間	300	300	150	149	
豊山グラウンド	グラウンド全面	2時間	1,030	1,030	515	538
	照明施設(全面)	1時間以内 → 1時間	2,160	2,590	2,160	3,312
		1時間を超える30分につき	1,080	—		
	照明施設(野球)	1時間以内 → 1時間	2,060	2,470	2,060	2,782
		1時間を超える30分につき	1,030	—		
照明施設(ソフト)	1時間以内 → 1時間	1,950	2,340	1,950	2,385	
	1時間を超える30分につき	970	—			

## 3. 学校体育施設の開放

※照明施設を使用しない場合は無料

(単位:円)

施設・利用区分	単位	使用料の額		※使用料基準額 (1時間あたり)		
		現行	改正後	現行	基準額	
豊山小学校 新栄小学校 志水小学校	運動場	無料				
	体育館	2時間	300	360	150	522
豊山中学校	運動場	1時間以内 → 1時間	1,540	1,840	1,540	2,484
	体育館	2時間	600	720	300	1,043
	柔剣道場	2時間	200	240	100	232
	屋上テニスコート	2時間	300	360	150	662

	施設名	所管課	受益者負担割合
1	放課後児童クラブ室	福祉課	50%
2	学校体育施設（学校開放）	生涯学習課	50%
3	社会教育センター	生涯学習課	50%
4	テニスコート	生涯学習課	50%
5	豊山グラウンド	生涯学習課	50%